

平成24年 第1回定例会
環境生活農林水産常任委員会 説明資料

(請願説明)

1. 請願第12号「県産材の利用拡大に向けた支援制度の
創設を求めることについて」の処理経過 …………… 1

(所管事項説明)

2. 「平成24年版成果レポート(案)」について …………… (別添1)
3. 県内産肉用牛放射性物質全頭検査について …………… 3
4. 森林づくりに関する税検討委員会報告書骨子案について
…………… 4、(別添2)
5. 県1漁協合併に向けた取組状況について …………… 6、(別添3)
6. 各種審議会等の審議状況の報告について …………… 7

平成24年6月
農林水産部

1. 請願第12号「県産材の利用拡大に向けた支援制度の創設を求めることについて」の処理経過

採択された定例会の別	受理番号	件名	処理の経過及び結果
平成24年第1回定例会	請願第12号	<p>県産材の利用拡大に向けた支援制度の創設を求めることについて</p> <p>(要旨) 三重県の森林の約6割を占める人工林のうち、その半数はおおむね50年生以上の木材として利用可能な時期を迎えつつあります。このため、県の森林・林業の再生を図るためには、木材の供給体制を整備するだけでなく、県産材の需要喚起策、いわゆる出口対策に重点を置いた施策を講じることが必要です。中でも、スギノアカネトラカミキリの食害を受けた木材のうち、被害が軽微で「三重の木」と同等の品質を備えた「あかね材」の利用を進めることは、「あかね材」が過度に利用価値の低い材として森林内に放置されることを防ぐことにつながり、自然素材である木材の有効利用の観点からも重要なことです。</p> <p>このため、品質・性能の確かな県産材である「三重の木」及び「あかね材」の住宅及び公共建築物への利用拡大に向けた支援制度の創設を求め、請願します。</p> <p>(理由) 住宅分野における「三重の木」及び「あかね材」の利用拡大に向けては、両木材製品の主要な需用者である地域の工務店等のニーズに対応した木材の供給体制を整備するとともに、消費者が乾燥度合いなど木材の品質や産地の情報を知った上で、安心して納得のいく住宅を取得できるようにしていくことが必要です。</p> <p>このため、製材工場と地域の工務店等が連携して行う両木材製品の利用促進の取組に</p>	<p>(これまでの取組) 住宅建築への支援に関しては、平成17年度から20年度まで「三重の木」を使用した住宅建築に対して補助するとともに、平成21年度からは「三重の木」認証事業者が行う取組への支援を行っています。さらには、県内金融機関の協力により、「三重の木」や「あかね材」を使用した住宅ローンの金利低減を実施していただいています。また、平成23年度においては、国の緊急総合経済対策の一環として、一定量の「三重の木」や「あかね材」を使用した住宅150戸に対し補助したところです。</p> <p>公共建築物への利用に関しては、平成22年度に「みえ公共建築物等木材利用方針」を策定するとともに、平成23年度には「木材利用事例集」を作成し、市町や私立高校等に対して利用を働きかけました。</p> <p>(今年度の取組) 平成24年度においては、引き続き、金融機関の協力を得て住宅ローンの金利低減を実施していただくとともに、「三重の木」のPRを行う認証事業者への支援を行います。また新たに、「あかね材」を使用した住宅をモデルハウスに利用する工務店や「あかね材」を内装等に利用する商業施設を支援するとともに、「あかね材」を使用し耐震・リフォーム工事を行う建築主に対し補助することとしています。</p> <p>公共建築物への使用については、県自らが整備する建物で積極的に利用することはもちろんのこと、国予算を活用し保育園の内装木質化を行うとともに、市町・民間の学校施設や保健・福祉施設等に対しても県産材の利用を働きかけてまいります。</p> <p>(今後の取組) 今後は、今年度の取組の成果等を踏まえ、より効果的な利用拡大の方法について検討してまいります。</p>

	<p>対する支援措置として、建築主に対する木造住宅補助制度を創設していただきますよう要望します。</p> <p>また、県は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の施行を受け、平成22年12月に「みえ公共建築物等木材利用方針」を策定し、その中で県が整備する公共建築物における木造化・木質化の実施に当たっては、「三重の木」や「あかね材」を優先して使用することを決めました。</p> <p>つきましては、同方針の実効性を高めるため、県が整備する低層の公共建築物の木造化はもとより、木造・非木造にかかわらず、内装の木質化の実施に当たっては両木材製品を優先使用していただくとともに、特に「あかね材」については、その品質・性能等を十分ご理解いただき、公共建築物においてモデル的に使用していただくことを要望します。</p>	
--	--	--

3. 県内産肉用牛放射性物質全頭検査について

1 経緯

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により、放射性物質に汚染された東北地方産の稲わらが、全国に流通し、県内でも農家一戸に流通したことから、県産牛肉が風評被害による大きな影響を受けました。

そこで、県産肉牛ブランドの維持と県民の安心の確保を目的に、平成23年8月29日から県産肉牛の放射性物質全頭検査を開始しました。

全頭検査は、県内産牛を対象に行っており、県内出荷分については県が検査を実施し、県外出荷分は検査料金に対する補助金（10/10 2万円上限/頭）で対応しています。

県内出荷分は当初、民間検査機関に検査委託していましたが、平成23年11月に四日市および松阪の食肉処理施設に、各1台ずつ検査機器を導入し、県による検査に移行しました。

なお、県外出荷分は、東京芝浦食肉卸売市場（松阪牛出荷先）については、平成23年12月から東京都による全頭検査が開始されたことから、補助金対応は不要となりましたが、他県のと畜場（岐阜養老等）への出荷分は、現在も補助金対応を行っています。

2 現状および課題

これまでの検査頭数は、平成24年5月末時点で県内出荷分7485頭および県外出荷分（補助金対応分）1368頭の合計8853頭となっています。

なお、食品中の放射性物質の暫定規制値（500Bq/kg）が、平成24年4月に新基準値（100Bq/kg）に改訂され、牛肉については平成24年10月1日から新基準値が適用されることから、これに対応するための検査精度の向上が必要となっています。

3 今後の取組方向

食品中の放射性物質の新基準値に対応するためには、1検体あたりの測定時間の延長（10分/1検体→30分/1検体）が必要です。

この検査時間の延長に対応するため、四日市および松阪の食肉処理施設に検査機器を1台ずつ追加導入することとします。

4. 森林づくりに関する税検討委員会報告書骨子案について

1 現状（背景、課題）

税導入の是非も含め、在り方・用途等を検討する「森林づくりに関する税検討委員会」では、平成24年5月31日に開催された第4回検討委員会で、税の導入が適当と判断され、報告書骨子案（別添2）がまとめられました。

2 検討委員会報告書骨子案要旨

（1）災害に強い森林づくりの必要性

近年、山崩れの影響は山間部にとどまらず下流域にまで及んでおり、また、平野部においては、津波対策や避難場所等での森林の役割が高まっている。いつ発生するかわからない災害への対策は待ったなしの状況にあり、防災・減災の観点から早期に「災害に強い森林」を実現する必要がある。

また、こういった取組を進めることは、水源のかん養や地球温暖化防止、生物多様性の確保など、水や命を育む「豊かな森林」づくりにもつながる。

（2）災害に強い森林づくりの施策

①災害に強い森林づくり

整備の急がれる森林について、土砂災害防止機能等を高める必要な対策を講じる。

- ・土砂や流木を出さない森林づくり ・道路沿、人家裏の整備
- ・里山や竹林の整備 ・海岸林の整備など

②森林づくりを支えるための「きづかい」の促進

森林と県民との絆を深めるため、森林づくり活動や暮らしの中の木材利用等を進める。

- ・森林環境教育の促進 ・小中学校の机、イス、内装等の木質化
- ・公共性の高い建物の木造、木質化 ・木材のエネルギー利用
- ・緑地公園の整備など

（3）市町交付金制度の創設

市町が創意工夫して地域の実情に応じた対策を行えるよう、市町交付金制度の創設が必要である。

（4）当面必要となる経費

今後5年間で約57億円。単年度平均で約11億円。

（5）財源確保

「災害に強い森林」を早期に実現するには、県の財政状況を考えれば新たに財源を確保する必要がある。森林の恩恵は全ての県民が受けており、幅広く負担していただく新たな租税による財源確保が必要であるが、財政健全化に向け、県自らも改革に一層取り組むことも重要である。

(6) 新たな税制度

県民税均等割の超過課税方式 税収規模 年間約10億円
個人 年額1,000円
法人 現行の均等割額の10%相当 年額2,000円～80,000円

(7) 税の使途等の透明性の確保

税収を既存財源と区別し、その使途を県民に明らかにする仕組みが必要。また、事業の効果や結果について、評価委員会の設置など、第三者の立場から評価検証する仕組みや、事業の評価検証結果を受けて、制度の継続や見直しを行う仕組みも必要。

3 今後の対応

(1) 委員会の今後の検討スケジュール

- ・骨子案パブリックコメント：平成24年6月12日～7月11日
- ・第5回検討委員会：平成24年7月末（予定）

検討項目 委員会最終報告書（案）について

(2) 県の対応

検討委員会の答申を踏まえ、県として税の導入の是非や使途について検討していきます。

(3) 県民への説明

- ・みんなで支える「みえの森林づくり」を考えるミニ県民集会
平成24年6月21日 桑名会場
平成24年6月27日 四日市会場
平成24年7月 4日 津会場
- ・森林づくりに関する税検討委員会報告書（骨子案）説明会
平成24年6月18日 津庁舎 四日市庁舎
平成24年6月19日 熊野庁舎 尾鷲庁舎
平成24年6月25日 伊賀庁舎
平成24年6月26日 伊勢庁舎 松阪庁舎

5. 県1漁協合併に向けた取組状況について

1 現状と背景

平成元年から平成22年の間に、沿海漁業協同組合の正組合員数は2万4千人から6千人に、漁業生産額は1,009億円から491億円に、購買取扱高は97億円から64億円にそれぞれ減少しています。その間、漁業協同組合は合併を進め、平成元年に132あった漁協は、現在は21まで減少しています。

このような状況の中で、漁連等系統団体は、平成22年10月の第8回三重県漁協大会において、スケールメリットを生かした経営や漁業、漁村の活性化を目的に、「三重県1漁協の実現」を決議し、平成26年10月の合併に向けてスタートをきりました。

2 県1漁協合併の進捗について

(1) 三重県漁協合併推進協議会の設置について

平成24年5月31日に、津市内において、沿海21漁業協同組合、漁業協同組合連合会と信用漁業協同組合連合会が、「第1回三重県漁協合併推進協議会」を開催しました。

協議会は、各漁協代表（26名）、漁連等団体代表（6名）の計32名の委員で構成され、オブザーバーとして県農林水産部長、関係市町の水産主務課長（18名）等も参加します。

会 長	永富洋一（漁連会長）	副会長	畑 芳晴（信漁連会長）
副会長	黒田耕一郎（鈴鹿市漁協）	監 事	長野規一（尾鷲漁協）

今後、協議会では、財務格差の解消方法等を協議するとともに、支所配置や事業展開等に係る合併計画の策定に取り組みます。

(2) 三重外湾漁協の経営改善（別添3）

合併参加12漁協の欠損金合計44億円は、合併時に県系統支援の資金注入（以下「資金注入」という。）18億円と減資等の自助努力7億円により、19億円まで減少し、この19億円については、国の支援策による無利子の借換資金（以下「借換資金」という。）を利用して処理を行いました。

資金注入18億円のうち6億円については10年間で、また借換資金19億円については6年間で返済する計画であり、現在、計画どおり返済されています。

三重外湾漁協は、今後も購買、販売事業等の経済事業の収益向上や経営合理化により返済財源の確保に努めるとともに、県1漁協合併後も当該漁協として計画どおり返済の責任を負うとしています。

3 今後のスケジュール

平成24年6月には、協議会の下部組織として小委員会と作業部会を設置し、平成25年7月を目処に合併計画を策定します。各漁協は、組合員に対して合併計画を説明する等して、合併への合意形成を進めるとしています。

6. 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成24年2月15日～平成24年5月31日)

(農林水産部)

1 審議会等の名称	三重ブランド認定委員会
2 開催年月日	平成24年2月27日(月)
3 委員	【委員長】三重大学 名誉教授 渡邊 明 他8名出席
4 諮問事項	平成23年度三重ブランド認定について
5 調査審議結果	平成23年度三重ブランド認定について 「三重ブランド認定基準及び審査取扱方針」に基づき、1次審査を通過した伊勢茶、伊賀牛、熊野地鶏の3件について2次審査を行いました。 事前に実施した実地調査(平成24年2月2日～3日に実施)および事業者からのプレゼンテーションをふまえた審議の結果、3件すべての認定について妥当であると判断されました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県農村地域資源保全向上委員会
2 開催年月日	平成24年3月21日(水)
3 委員	【委員長】三重大学 准教授 大野 研 他4名出席
4 諮問事項	① 中山間ふるさと水と土保全対策について ② 農地・水・環境保全向上対策について
5 調査審議結果	① 中山間ふるさと水と土保全対策について 平成23年度の取組状況として、「三重の里いなか旅のススメ2012」への取組紹介、CSR活動、子どもプロジェクトについて説明 委員からの主な意見 ・「三重の里いなか旅のススメ」は、飽きられないよう、新しい活動の紹介などの工夫をしてはどうか。 ・修学旅行の行程の一部に農家民宿を加えてはどうか。そのためには、学校ではなく旅行会社へのPRが必要である。 ・CSR活動(パートナーシップ)がすでに出来ているものもあるので、それを次回のいなか旅のススメの特集にしてはどうか。 ② 農地・水・環境保全向上対策について 平成23年度の取組状況及び平成24年度からの新たな事業制度(新たな国の事業制度、三重県型農地・水・環境保全向上対策(地域コミュニティ向上型及び社会的経済活動促進型))について説明 委員からの主な意見 ・三重県型農地・水・環境保全向上対策の自立・協創への展開に向けた取組が、初めて取組を始める活動組織にとって重荷にならないよう、市町と調整をはかりながら支援してください。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会鳥獣部会
2 開催年月日	平成24年3月2日(金)
3 委員	【部会長】三重県農業会議事務局 米山 宗隆 他4名出席
4 諮問事項	① 第11次鳥獣保護事業計画の策定について ② 特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ及びイノシシ)の策定について
5 調査審議結果	① 第11次鳥獣保護事業計画の策定について ・捕獲許可基準の見直しをおこない、イノシシ、ニホンジカの有害鳥獣捕獲許可期間の日数を3ヶ月から7ヶ月に延長すること ・有害駆除において、大型獣類の止めさしに空気銃の使用を認めること ・愛玩飼養目的の捕獲(メジロ)について許可しないこと などについて、審議され適当と認められました。 ② 特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ及びイノシシ)の策定について ・ニホンジカの捕獲数の制限緩和(わな猟:頭数制限なし、銃猟:オス1頭、メス制限なし) ・狩猟期間(11月1日から3月15日)の継続設定 ・ニホンジカ・イノシシの狩猟において、くくりわなの輪の直径12cmを超える猟法について、一部地域を除き認めること ・計画目標(ニホンジカ:平成27年度に推定生息数約10,000頭、イノシシ:当面の間、過去10年間で一番低い農林業被害額7千6百万円までに抑える) などについて、審議され適当と認められました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県森林審議会森林保全部会
2 開催年月日	平成24年3月1日(木)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 石川 知明 他3名出席
4 諮問事項	新名神高速道路建設に係る林地開発許可申請について
5 調査審議結果	新名神高速道路建設に係る林地開発許可申請について 事業者による桑名市、東員町、四日市市にまたがる林地開発許可申請について、許可をしてもやむを得ないものと認められました。 事業の実施にあたっては、許可どおり適正に実施されるよう、三重県において申請者を十分に指導監督するよう要請されました。
6 備考	

1 審議会等の名称	森林づくりに関する税検討委員会
2 開催年月日	平成24年3月12日(月)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 松村 直人 他9名出席
4 諮問事項	森林づくりに関する税の在り方、使途等に関する事項について
5 調査審議結果	第2回検討委員会 事務局から、三重県の財政状況、現在の森林・林業の取組と課題、今後必要な取組について説明を行い、税の使途等について議論されました。 第3回検討委員会で、税が創設された場合の具体的な使途の内容を議論することになりました。
6 備考	

1 審議会等の名称	森林づくりに関する税検討委員会
2 開催年月日	平成24年4月25日(水)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 松村 直人 他12名出席
4 諮問事項	森林づくりに関する税の在り方、使途等に関する事項について
5 調査審議結果	第3回検討委員会 事務局から、新たな税の賦課徴収に関する課題等、三重県の森林施策の変遷、森林づくりに関する税の使途の考え方について事務局から説明し、税の使途等について議論されました。 第4回検討委員会では、中間報告に相当する委員会報告書骨子案を議論するとともに、税導入の是非を委員会として判断することになりました。
6 備考	

1 審議会等の名称	森林づくりに関する税検討委員会
2 開催年月日	平成24年5月31日(木)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 松村 直人 他12名出席
4 諮問事項	森林づくりに関する税の在り方、使途等に関する事項について
5 調査審議結果	第4回検討委員会 税の導入が適当とされ、「森林づくりに関する税検討委員会報告書骨子案」がとりまとめられました。 骨子案についてのパブリックコメントを6月から7月にかけて行い、第5回委員会で最終報告書のとりまとめを行うこととなりました。
6 備考	